

会議録

令和5年度 第3回和光市介護保険運営協議会

開催年月日・召集時刻	令和6年1月30日(火)午後1時30分				
開催場所	和光市役所 3階 第二委員会室				
開催時刻	午後1時30分	閉会時刻	午後3時00分		
出席委員		事務局			
菅野 隆		健康部長			
鈴木 正敏		斎藤 幸子			
山口 はるみ		長寿あんしん課長			
岩崎 郁人		中野 陽介			
清水 孝悦		長寿あんしん課長補佐			
宮永 美都		川口 暢			
茂野 洋之		長寿あんしん課長補佐			
木暮 晃治		浅井 里美			
松根 洋右		長寿あんしん課主査			
渡久地 勢子		島津 結実			
欠席委員					
深野 正美		八木沢 直子			
森田 圭子					
熊谷 和恵					
安田 芳子					
備考	傍聴者なし				
会議録作成者氏名	島津 結実				

会議内容

中野課長	<資料の確認>
中野課長	<p><開会></p> <p>本日は大変ご多用の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>本日の進行を務めます長寿あんしん課長の中野でございます。</p> <p>こちらの介護保険運営協議会につきましては、和光市市民参加条例第12条第4項の規定により、原則公開となっております。また、会議後には、会議録を作成し、公開をいたします。その際、記録については、要点記録とし、各委員のご意見、ご発言については、委員名を明記した上での議事録となりますので、ご了承のほどお願ひいたします。</p> <p>なお、会議録作成のため、録音を行っておりますが、作成後に消去いたします。</p> <p>では、定刻でございますので菅野会長に会議の進行をお願いいたします。</p>
菅野会長	<p>それでは、ただいまから、令和5年度第3回和光市介護保険運営協議会を開会いたします。本日の会議は15時までとなりますので、円滑な議事進行のご協力をお願ひいたします。</p> <p>会議の開催にあたり、委員定数については、ただいま事務局の確認があつたとおり、5人の欠席、あとの方は出席ということで、過半数を超えておりますので会議は成立ということにさせていただきます。</p> <p>これは課長さんの言うところでしたね、すみません。</p> <p>それでは議事に入らせていただきます。はじめに議事録署名人の指名をさせていただきます。名簿順でございますが、宮永委員、清水委員、ご両名に議事録の確認と署名をお願いいたします。</p> <p>傍聴の方はいらっしゃいませんね。それでは議事に沿って進めさせていただきます。本日は諮問事項2つ、報告事項が2つとなります。</p> <p>諮問事項1について、事務局からご説明をお願いします。</p>
島津主査	<p>それでは、諮問事項1「令和5年度介護保険特別会計補正予算」についてご説明いたします。資料No.1をご覧ください。表紙を1枚開いて頂いた1ページ目の歳出の補正予算からご説明していきます。</p> <p>令和5年度も残すところ1月から3月までとなり、3月議会に計上を予定している補正予算の概要としては、今年度の実績が固まりつつある中で、予算の余りや不足の費用見込みが確定してきたことに伴う予算の増減となります。</p> <p>それでは、まず(1)認定調査業務の主治医意見書手数料について、こちらは、268万円の減額補正を予定しています。説明をご覧ください。主治医の意見書</p>

手数料は、主治医の意見書を手配するための費用で、介護認定を審査する際に用いるため、対象者の主治医に対して依頼し、意見書の発行の手数料としてお支払いする費用となります。令和5年度の当初予算で見込んでいた件数（介護認定の審査に伴う、主治医意見書の依頼件数）よりも実績が少なくなる見込であるため、減額補正をいたします。減少した要因としては、当初の介護認定（新規や更新）の件数を4,000件で見込んでおりましたが、3,000～3,500件程度に留まる見込みであるため、多く見込過ぎていたことが考えられます。

続いて(2)居宅介護等サービス保険給付業務については、3,910万円の増額補正を予定しています。居宅介護等サービス保険給付業務は、要介護認定者が介護サービスに要した費用の一部を国保連合会を通じて事業者に対して支払うための費用となります。主に訪問介護、特定施設入居者生活介護のサービス利用料見込が当初予算で見込んでいた費用よりも増加したため、増額補正をします。増加した要因としては、要介護認定者数の伸びが3%で、当初予算で見込んでいた費用の伸び(6%)よりも少ないですが、介護度の高い方の増加が顕著であるため、利用料が増加したと考えられます。

参考として、居宅介護等サービス保険給付業務の対象となるサービスの予定額と実績見込み額の差を表にまとめています。色を付けているサービスは費用額が大きいサービスとなります。費用額の大きいサービスのうち、訪問介護、特定施設入居者生活介護の費用額が大きく伸びていることがわかります。また、令和4年10月と令和5年10月時点の要支援・要介護認定者数の比較をまとめております。要支援者の伸びは126%と大幅に伸びており、一方で要介護1～4がほぼ横這い、要介護5が132%と大幅に伸びていることがわかります。

続いて、(3)地域密着型介護サービス保険給付業務については、3,720万円の減額補正を予定しています。地域密着型介護サービス保険給付業務は、要介護認定者が地域密着型の介護サービスに要した費用の一部を国保連合会を通じて事業者に対して支払うための費用です。サービス利用料見込が当初見込んでいた費用より減少したため、減額補正をします。減少した要因としては、他の給付と同様に6%の伸びを想定して予算を計上しましたが、地域密着型は市内事業所の定員が決まっており、サービス利用者数の伸びが余りないため、予算で多く見込過ぎていたと考えられます。

次に、(4)居宅介護等住宅改修保険給付業務は、195万円の減額補正を予定しています。居宅介護等住宅改修保険給付業務は、要介護認定者が生活環境を整えるために住宅改修し、必要性について市が認めた場合に20万円を上限として、工事費用の一部を対象者に対して給付するための費用です。当初見込んでいた件数よりも、実績見込みが減少したため、減額補正をします。

次に、(5)居宅介護等サービス計画給付業務は、800万円の減額補正を予定しています。居宅介護等サービス計画給付業務は、要介護認定者の一人ひとりの

状況に応じた適切な支援の内容や目標を記載した計画を作成するための費用で、作成費の全額が国保連合会を通じて事業者に対して支払われます。当初見込んでいた費用より支出予定額が減少したため、減額補正をします。当初の見込みよりも減少した要因としては、要介護認定者数の伸びが6%程度と見込んで予算を計上していましたが、令和4年10月時点では1,728名、令和5年10月時点では1,772名と2.5%の伸びに留まっていることが考えられます。

3ページ目にいきまして、(6)介護予防サービス保険給付業務は、390万円の増額補正を予定しています。介護予防サービス保険給付業務は、要支援認定者が介護予防サービスに要した費用の一部を国保連合会を通じて事業者に対して支払うための費用です。サービス利用料見込が当初見込んでいた費用よりも増加したため、増額補正をいたします。見込んでいた費用よりも増加した要因としては、要支援1、2の認定者数が昨年度に比較して大幅に増加していることにより、サービス利用料が増加していると考えられます。前回、12月議会の補正予算249万1千円に追加してさらに増額補正となります。次の要支援1、要支援2の認定者数の伸びを見ると、今年度は右肩上がりに増加し、昨年度の差が開いてきていることがわかります。

続いて(7)地域密着型介護予防サービス保険給付業務については、110万円の増額補正となります。地域密着型介護予防サービス保険給付業務は、要支援認定者が地域密着型介護予防サービスに要した費用の一部を国保連合会を通じて事業者に対して支払うための費用です。サービス利用料見込が当初見込んでいた費用よりも増加したため、増額補正をいたします。見込んでいた費用よりも増加した要因としては、(6)の介護予防サービス保険給付業務と同様に、要支援1、2の認定者数が昨年度に比較して大幅に増加していることにより、サービス利用料が増加していると考えられます。

次の(8)高額介護等サービス費給付については、396万円の増額補正を予定しています。高額介護等サービス費給付は、要介護認定者が同じ月に利用した介護サービスの自己負担額の合計が高額になり、限度額を超えたときに、超えた分を給付する「高額介護サービス費」と、同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、年間の介護と医療の自己負担額が限度額を超えたときに超えた分を払い戻しする「高額医療・高額介護合算制度」の給付のための費用です。当初予算で見込んでいた費用よりも増加したため、増額補正をします。利用者の自己負担額が増えた要因としては、(2)の居宅介護等サービス保険給付業務の説明でお示した介護度の高い認定者が伸びていることが考えられます。

次に4ページ目、(9)紙おむつ等支給については、58万円の増額補正を予定しています。紙おむつ等支給は、指定業者より紙おむつや居宅介護用品を各家庭へ配達し、その費用の9割を助成するための費用です。助成対象者見込が当初

見込んでいた件数よりも増加したため、増額補正をいたします。当初の見込みよりも増加した要因としては、要支援・介護認定者数の伸びが5%で、当初予算で見込んでいた6%の伸びと差はありませんが、介護度の高い認定者が増えているので、紙おむつの支給の対象となる方が増加していると考えられます。

続いて(10)地域送迎については、152万円の増額補正を予定しています。地域送迎は、原則、要介護1以上の認定者が自宅から医療施設及び介護保険施設等へ通院通所する際、また自宅へ退院退所する際に送迎サービスを提供し、費用の一部を助成するための費用です。助成対象者の見込が当初見込んでいた件数よりも増加したため、増額補正をいたします。当初の見込みよりも増加した要因としては、(9)紙おむつ等支給と同様に、介護度の高い認定者が増加していることが考えられます。

続いて(11)食の自立・栄養改善の配食サービス費については、120万円の減額補正を予定しています。食の自立・栄養改善は、要支援・要介護認定者に対し、その方の状況に応じて、栄養のバランスのとれた調理済みの食事の提供をしたり、食事の自立のための栄養改善指導を実施し、その費用の一部を助成するための費用となります。前回12月議会で栄養マネジメント委託料を60万円から910万円に増額補正しましたが、今回は、食事の提供に伴う助成の配食サービス費が当初の見込よりも件数が減少したため、減額補正をします。

続いて(12)総合相談支援事業・権利擁護事業については、250万円の減額補正を予定しています。総合相談支援事業・権利擁護事業は、要支援者のうち、配偶者若しくは四親等以内の親族がいない者又はこれらの親族がいても音信不通の状況等にある方で、市長が本人の保護のために成年後見制度の利用が必要であると認めた方に対して、成年後見制度利用を補助するための費用です。当初の見込みよりも助成額(見込)が減少したため、減額補正をします。

続いて(13)介護給付費準備基金積立については、3万8千円の増額補正を予定しています。介護給付費準備基金として、銀行に預けているお金の利子見込が確定したので、利子分を基金に積立てするため、増額補正をします。

次の5ページからは歳入の説明になります。各事業の補正額をご説明する前に最後のページ7ページの円グラフをご覧ください。7ページの円グラフに介護保険の財源の構成について円グラフでまとめています。上段のグラフ、介護保険サービス(その他)とは、訪問介護、通所介護など各種介護サービスのうち施設系のサービス以外のサービスのことを言います。施設系のサービスとは特養や老健、介護医療院などのサービスのことを言います。一方で中段のグラフは施設系サービスの財源構成となり、国の負担と県の負担が5%ずつ入れ替わっています。その他サービスは、国が25%、県が12.5%、市が12.5%、第2号被保険者である40歳から64歳が27%、65歳以上の第1号被保険者が23%となっています。施設サービスは、市民の負担は同じですが、国が20%、県が

17.5%、市が12.5%となっています。下段の包括的・任意事業の地域支援事業の財源構成としては、国が38.5%、県が19.25%、市が19.25%、第1号被保険者が23%となります。

先ほど、ご説明した歳出の補正予算に対して、グラフのような構成で金額を算出したものが歳入の補正予算額となります。恐れ入りますが、再度5ページにお戻りください。

歳入の項目のうち、(1)、(2)、(3)については国の負担分、(5)については、第2号被保険者の保険料を取りまとめている支払基金の負担分、(6)、次のページの(7)については、県の負担分、(9)、(12)については、和光市の法定負担分として、ご説明した歳出の予算額に対してそれぞれの法定負担割合を考慮して金額を算出したものとなりますので、説明を割愛いたします。

それでは、法定負担割合を充てたもの以外の項目について詳しく説明します。5ページ目の(4)介護保険事業費補助金（国費）については、160万円の増額補正を予定しています。こちらは、前回の12月補正で増額補正をしました令和6年度の介護保険法の改正に伴う介護保険システム改修事業341万円について、国からの補助金の内示がありましたので、増額補正をしています。

次の6ページの(8)介護給付費準備基金運用利子については、3,800万円の増額補正となります。歳出では、銀行に預けているお金の利子を準備基金に積立てするための補正となります。歳入では、利子分を銀行から受け取るため、増額補正をします。

続いて(10)事務費繰入金については、428万円の減額補正を予定しています。事務費は、全額一般会計からの繰入金が財源となります。歳出(1)認定調査業務の主治医の意見書手数料の減額補正と、歳入(4)介護保険事業費補助金（国費）の補助額の確定に伴う増額補正に伴い、一般会計から繰入する事務費を減額補正します。

続いて(11)その他一般会計繰入金については、22万5千円の増額補正を予定しています。その他繰入金は、市町村特別給付の25%を一般財源で充当するための費用で、歳出の市町村特別給付((9)、(10)、(11))を増額及び減額補正することに伴い、一般会計から繰入している費用(25%)を増額補正します。

最後の(13)介護給付費準備基金繰入金は、34万5千円の増額補正を予定しています。全額を一般会計から事務費繰入金として予算を充当している事務費の(1)認定調査業務の主治医の意見書手数料以外の歳出の増額及び減額補正に伴い、国や県、市等の法定負担割合では足りない費用を充当するため、不足している費用について、介護給付費準備基金繰入金から受入れするため増額補正します。

補正予算の説明は以上になります。

菅野会長	はい、どうぞ。
川口課長補佐	<p>すみません、先ほどの説明の中で 2 箇所ほど訂正をさせていただければと思います。</p> <p>1 篇所目が 4 ページの食の自立栄養改善、こちら 1 2 月の議会で栄養マネジメント委託料 60 万円のところが 91 万円に増額補正したというかたちとなります。こちら言葉の訂正をさせてください。</p> <p>そうしまして 6 ページの(8)番、介護給付費準備基金運用利子につきましては、資料の方には正確に載っていますが、3,800 万円ではなく 3 万 8 千円の利子の増額補正となりますので、訂正をさせていただければと思います。</p>
菅野会長	<p>はい、ありがとうございます。事務局からのご説明が終わったようですがれども、質問等ございますでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
清水委員	<p>2 ページ目の(5)番で 2.5% の伸びと書いてありますけれども、1 ページ目の 1 番下の要介護の伸び率は 103% となっていますよね。正式には 102.546% なんですけれども。1 ページ目では 103% に切り上げておいて、2 ページ目では切り捨てしているので、下 2 行を切り捨てるのであれば、1 ページ目も 2.5% と書いた方が分かりやすいと思います。</p> <p>それと、4 ページあたりに紙おむつの対象者が増えていると書いてありますけれども、一番上の(9)では「紙おむつの支給対象者が増加している」と書いてあるけれども、その次の(10)番では「紙おむつ等」と書いてありますよね。(10)番だけを考えると補正後金額のうち補正額は約 8% なんですね。(10)番の補正額が 152 万円は、補正前より 8% 増えていますよね。その上の(9)番は 4,509 万 2 千円から 58 万円増えているということは 1.286% なんですね。ということは、先ほどの 1 ページの 103% が実際には 102.546% なんですけど、その 2.546% の中に必ずしも紙おむつだけではないと思いますけれど、整合性があるんでしょうか。紙おむつ等以外にはどんなことがあるんですか。これ全部を足し算すれば、支出のところを足し算すれば、102.546 に近い数字になるんですか。</p>
川口課長補佐	はい、まず最初の方ですね、2.5% と 3%、こちらはおっしゃるとおり、1,728 人、1,772 人という同じ数字を使ってございますので、こちらの方は統一させていただければと思います。
清水委員	トータルで考えると、「紙おむつ等」とか「紙おむつだけ」とか書いてあるけ

	れども、1ページ目の103%と書いてあるところとの、3%伸びているのが必ずしも紙おむつだけとは限りませんけれども、なんとなくよく分からぬのですが。
川口課長補佐	<p>はい、そうですね、確かに高齢者の方がすべて紙おむつを利用するというわけではございません。介護の計画はそれぞれの個別の計画にもとづきまして、中には排泄がうまくいっていらっしゃる方もおられますので、そういう方は紙おむつの支給はプランの中には入らないのですけれど、ただ、失禁など、常時そういう方については、ケアマネさんと本人との調整の中で必要ということであれば、それを入れるかたちでございます。</p> <p>あと、紙おむつのところにつきましては、「等」というのは紙おむつと、あとパッドだとか附属のものもいくつか入っておりますので、「紙おむつ等」というかたちで表現というかたちになっております。</p>
清水委員	ということは、代表で紙おむつが書かれるということは、紙おむつのウエイトがパッドなどより多いということですね。
川口課長補佐	はい、圧倒的に紙おむつが多いところでございます。
清水委員	人によっては3回紙おむつを替える人もいるし、5回の人、6回の人もいると思うので、そういうのをすべて含めているわけですね。
川口課長補佐	支給自体は一律といったかたちでしょうか、ちょっと待ってください、すみません。
浅井課長補佐	<p>紙おむつにつきましては、紙おむつのタイプが色々なものがございまして、その方の必要な量に合わせて支給をさせていただいております。さらに、先ほどおっしゃっていただいたように、3回くらい替える方もいれば、もっと7、8回おむつを交換される方もいらっしゃいます。</p> <p>あと先ほどのおむつ「等」のところの部分ですけれども、例えばおしりふきとか、そういう用品を含めての「紙おむつ等の支給」というふうになっております。</p>
清水委員	となると、これ全部足すと、103%に近くなるわけですね。
浅井課長補佐	そうですね、認定者数の伸びというところと、紙おむつが必要な方の人数というのと必ずしも一致しない部分というのはあると思います。要介護度が比較

	的高い方でも排泄が自立していらっしゃる方もいらっしゃいますし、要介護度が低い方でも、数字が1とか2とかであっても、紙おむつが必要な方もいらっしゃいますので、必ずしも数字が一致しないというのはあると思います。
清水委員	<p>そうではなくて、今やっているのは諮問事項でしょう。「について」でしょう。そうすると、この内訳に整合性がないと、なんとなく紙おむつ等で出ましたと言われたって、諮問にならないのではないですか。細かく言えば、本当はね。</p> <p>予算が減ったものもあれば増えたものもありますよね。トータルしていくらになったんですかという内訳がないと、「について」って書いてある諮問にならないかなという気がしますけれどもね。パッドがこれだけトータルで増えたんだけど、そのうち紙おむつの人が50%くらい、パッドが10%、その他が10何%と、100に近い数字にしないとね、分かりにくいよね。</p> <p>これがただの報告会だけでしたら「そんなもんですか」と聞いていればいいですけれど、じゃあこの会議は何の会議となってしまいます。だから、「について」と書いてあるということは、諮問ですから、報告じゃないですから、そのへんがあった方が分かりやすいかなと思います。そうすると、紙おむつがどれだけ増えているんだ、というイメージが分かると思います。</p>
中野課長	そうですね、参考までに申し上げますと、今第8期計画の中で数字を見ますと、令和2年度の実績で見ると、紙おむつの延べ人数が5,945人、介護用品についてが2,096人、ということで大体3.1程度の割合となりますので、今後の説明においては、もう少し具体的な数字をお示ししながら説明できるように努めてまいりたいと思います。
清水委員	私たちは送られてきた書類の内容を全部見て熟知しているわけではないので、こういうまとめ方ではなく、分かりやすくまとめた方がよいと思います。
中野課長	そうですね。
菅野会長	よろしいでしょうか。他にございませんか。 はい、どうぞ。
山口委員	先ほどの居宅介護の人数なんですけれども、認定者が1,772人で、計画給付の人数が一緒というのはありえないのかなと。認定されていても、居宅のサービスを使っていない方がいらっしゃるのかなと。そこのあたりはどうでしょうか。認定者数より計画策定費の人数の方が少ないと思いますが。

清水委員	今言われているのは、介護の認定度が高いほど、たくさんサービス費を使うウエイトが大きいかもしれないけれども、必ずしも合致してはいないということでしょうか。
山口委員	認定が出た数というのと、認定は出たけれども介護サービスは使っていない方もいらっしゃるんですね。ですので、居宅介護サービス費の方が人数が減るのではないかと。
川口課長補佐	はい、こちらはおっしゃるとおり必ずしも一致するものではありません。この部分の積算の仕方につきましては、毎月の支給金額とその伸びを年度末まで延ばして当初予算の額と比較、という方法でやっております。ですのでこちらに載っている人数などにつきましては、あくまでも例というか、こういった要因があるのではないかというところで2.5%という数字を出しておりまして、確かにこの計画策定は全員がするものではございませんが、一方の伸びが留まっていることで、もう一方も減少の傾向があるという意味合いで載せているというご認識をいただければと思います。
清水委員	例えば同じ要介護3であっても、施設に入っていない人もいるし、施設が足りなくて入れない人もいますよね。施設に入っていない人が紙おむつを使うときは、こういった予算から出るのですか。
川口課長補佐	こちらの紙おむつの支給なんすけれども、おっしゃるとおり要介護の方でも程度の軽い方、重い方いらっしゃるんですが、その中でこの人にとって必要な介護は何かというマネジメント・計画をケアマネジャーが立てるんですけれども、その時に「この方は排泄に問題を抱えているな」「市の給付が必要だ」という申請を受ければ、それに基づいて市は内容を精査して支給することになります。
	ですので要介護イコール紙おむつ支給ということではなく、さらにこちらの紙おむつ支給は特養などの施設に入っている方は対象外となります。居宅の方が紙おむつを自己負担する場合は、給付の対象となります。要介護認定を受けている方は在宅の方もいれば施設の方もいらっしゃいますので、かならずしも数がイコールになるという訳ではない状況です。
菅野会長	この辺がごっちゃになって受け取りやすいですね。こちらが聞いているとね。だから全体を通しての%、人数と、実際に使っている人たちっていうのはやっぱり、みなさん施設にいるか在宅かで立場が違うし、一緒にたに数字出されても分かりにくくなっちゃいますね。分かる人は分かるのだろうけれども。

介護予防の費用がかなり高いというのは、要支援者が溢れているからだろうし、あとは介護度5の人がかなり増えていて、1、2、3、4は横ばいと。この推移としては要介護5の方たちは改善する可能性はなかなか難しい方たちで、少なくなっていくと。1、2、3、4の方たちが今後5に移行しないようにどのようにしていこうかと。このへんは介護予防とは少し違う視点で考えなくてはいけないと思うのだけれど、それによってこの補正予算、当初予算の組み立て方は違ってきますよね。

ですから、この推移をどういう風にお考えなのかによってまた数字は変わってくるし、どういう風にお考えなのかはそのあたりは今度ですね。

川口課長補佐

来年、令和6年度の当初予算の説明はこの後というところですけれども、基本的には昨年度と現在の状況、伸びなどをそれぞれ見まして、それを踏まえた予算の積算をさせていただいております。コロナの影響もありますが、基本的にはおっしゃるとおり要介護の伸びを踏まえた予算取り、増額を見込んでいる状況でございます。

菅野会長

先ほどとのお話とちょっとずれちゃって申し訳ないのだけれど、やはり要支援1、2が介護予防を必要な人たちの掘り起こしというか、そういうことで増えてくるのは致し方ないと思うのですけれど、それを介護予防の費用をかけて、要介護状態にならないようにしていくといったことが大事で、和光市はそういった介護予防が進んでいると言わってきたわけですけれども、そうは言ってもお年は召してきますよね。そうすると介護度がどんどん上がってくる方が多いのだけれど、その点平行線ですね、要介護4までね。ですから要介護5の方が先ほど申しましたけれど徐々に亡くなってきて、要介護4までの方たちがそれぞれ進まない状況であればね、全体の数字としては改善していくと思うんですけれど。

その辺が今後の課題かなと。これは和光市が特徴的ですかね、この数字は。他の市町村とはたいぶ違うんじゃないかと思うんですけど。

川口課長補佐

正直なところ他の市町村の割合を正確に把握していない部分は誠に申し訳ないところであります。ただ一般的に和光市の予防事業は他のところよりも色々とやっているのは事実ですので、費用をかけているというのは事実ではないかと思います。

菅野会長

前はよく他の市町村と比較した表が出てきましたよね。それ今後出てくるのかもしれませんけれど、やはり良い点は伸ばしていくべきやいけないし、それは細かく調べて、他市町村と違った特徴を持って、良いところは伸ばして欠点

	<p>があればそれを是正するような予算を組んでいく。</p> <p>和光市だけで考えているとよくないと思うんですね。他市町村との比較をよく考えて計画を立てていって、そしてまたこのような補正予算の内容を見ながら是正していくということがこの時点でも必要だと思いますけれどもね。</p>
川口課長補佐	<p>他市町村との比較をしましてより良いところは伸ばしていく、全体的に考えていく、ということをしていきたいと思います。</p>
菅野会長	<p>よろしいですか。先ほどご意見があったような、数字合わせのようなところが見受けられて、話をそのまま鵜呑みにしてしまうとちょっと違ったというような印象を受けてしまったので、実際の定数と実際の利用者が一致しない、全員利用するわけないというのは当たり前の話をしているんですよね。それはご説明のところできちっとお話していただかないと、こちらもスルーしちゃうとそのままになってしまふので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>他によろしいでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、採決をしなきやいけないですけれども、色々ご不満でしょうか、といった印象も、おかしいですけれど。</p> <p>それでは、採決にうつります。諮問事項1「令和5年度和光市介護保険特別会計補正予算（案）について」、原案のとおり、というか、今色々な意見が出されたところを修正していただくということで、この原案のとおりという文言がいいかどうか分かりませんけれども、一応のところで承認ということでおろしいでしょうか。何かご異議ござりますか。よろしいと思う方、挙手をお願いいたします。是正するところはよろしくお願ひします。</p>
	<p><承認></p> <p>それでは、承認ということで、次に進ませていただきます。</p> <p>諮問事項2「令和6年度和光市介護保険特別会計当初予算（案）」について、事務局から説明をお願いします。</p>
川口課長補佐	<p>それでは、諮問事項2「令和6年度介護保険特別会計当初予算」についてご説明いたします。資料No.2をご覧ください。表紙を1枚開いて頂いた1ページ目からご説明します。令和6年度の介護保険特別会計の基本的な方針について、令和6年度は、現在策定している第9期介護保険事業計画における初年度となります。第9期の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3年間となり、団塊の世代すべてが75歳以上になる令和7年度を迎えることになります。さらには団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年度を見据え、中長期を見据え</p>

て、長期的な視野に立った施策の展開を図る必要があります。

では、今年度である令和5年度からの主な変更点として、(1)令和6年度当初予算における新規事業及び主な変更にまとめています。アトイ、2つ大きな変更点がございまして、1つは介護保険システム改修事業で、第9期計画の開始に伴う令和6年度の介護保険法の改正に対応するため、介護予防ケアシステムと総合行政システムの介護保険の分野に関わる部分のシステム改修を予定しているため、新たに予算を計上しています。2つ目は介護保険料の基準額が変更される予定であるため、歳入である徴収保険料の予算が大きく増加しています。

次に(2)歳出について、ご説明します。保険給付費は、令和6年度介護報酬改定率(1.59%)と、令和4年度から令和5年度の認定者数の伸び率(約6%)を考慮して、給付費を推計しました。また、保険給付費の中でも、介護予防サービス費、介護予防サービス計画費については、介護報酬改訂に加えて要支援認定者数の伸び率(約18%)を考慮し、推計しました。地域密着型サービス費は、施設の定員数が変わらないので、伸び率を3%として推計しました。地域支援事業については、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業・任意事業に係る経費を引き続き計上しています。

次の2ページ目の(3)歳入について、歳入の構成は、先ほど補正予算のご説明の中でも触れましたが、保険給付費に充当される費用として、介護保険料、国・県支出金、支払基金交付金及び基金繰入金、また総務費等に充当される一般会計繰入金で構成されています。歳入の約23.0%を占める介護保険料については、第9期基準月額(見込)5,880円を基礎とし、被保険者数の約8.5%増加による保険料収入の増加を見込んだ予算計上をしています。

保険給付費及び地域支援事業などの法定負担割合は3ページに記載しています。なお、事務費にあたる総務費は、全て一般会計からの繰入金により負担し、市町村特別給付は、一般会計からの繰入金が25%、それ以外を介護保険料で負担、保健福祉事業は全てを介護保険料で負担しています。

予算の規模としては、総額47億8,935万1千円となり、今年度よりも2億7,638万3千円増加となります。

次の3ページは補正予算の時もご説明した財源内訳の円グラフとなります。歳入の財源については、各事業ごとにグラフのような負担割合でそれぞれ構成されています。

4ページ目以降は具体的に各事業ごとの予算をまとめています。4ページ目は介護保険事業の補足となる情報を記述しており、第一号被保険者数の伸びや、保険料基準額などをベースに予算を作成しています。5ページ目は歳入の事業項目の一覧、6ページ目、7ページ目は歳出の事業項目の一覧となります。事業ごとの個別の予算額について、一つ一つご説明する時間がございませんので、割愛させていただきます。各事業について、ご不明点や気になることなどござ

	いましたら、ご質問いただけますようお願いします。 令和6年度当初予算の説明は以上となります。
菅野会長	はい、ありがとうございます。ご質問ございますでしょうか。
清水委員	認定者数の伸び率6%というのは、毎年大体6%くらい増えているということですか。
川口課長補佐	こちらは過去数年間を踏まえて毎年「今回はこれくらい上げる」というような伸び率を出す中で、今回は6%になっております。
清水委員	仮に1年目に6%えるとすると、2年目はえた分に対してもさらに6%えることになり、毎年どんどん増えていくということですか。
川口課長補佐	おっしゃるとおり、もしもそのようななかたちになれば、毎年どんどん増えていくことになります。毎年各数年間の状況と実情を踏まえながらといところでございます。必ずどんどん増えていくかということは見えないところですけれども、ただ、そういったかたちで今のところ計上をしております。
清水委員	そういうペースで増えてくると、団塊の世代がみんな亡くなればまた減ってくるのでしょうかけれども、そのペースでえると、ただ補正予算でプラスにしました、マイナスにしました、ということではなく、財源がないですよね。また介護保険料を上げますよね。
	介護保険料というのは安くはないと思っているんですけども、介護保険料を支払ってはいるけれども利用していない人もいますよね、私もそうですが。そういう人は何%くらいいるんでしょうか。
川口課長補佐	あくまでも参考ですが、65歳以上の方が和光市では大体1万5,000人程度となっております。その中で介護の認定を受けている方が2,000人程度ということになります。
	認定を受けている方が必ずしもサービスを使っている訳ではないですが、仮に2,000人だとしますと、1万5,000人のうちの2,000人なので13%程度の方が介護サービスを利用しているという考え方になります。
清水委員	介護保険料は40歳から払いますよね。40歳の若い人で介護保険を使っていける方もいるけれども、少ないですよね。65歳以上の方が使う率が多いと思うんです。そうすると介護保険料を払っている人の13%くらいが介護保険を利用し

ているということですか。

川口課長補佐

認定者数と全体の人数を考えれば 13% です。

40 歳からの介護保険料を払っている方となれば、もちろん払っている方は多くなると思いますけれども。

菅野会長

よろしいでしょうか。介護保険料で健康な方たちが介護が必要となった方たちを支えていくというようなシステムですので、払い続けて最後まで利用しないで亡くなつて損した、という印象ではなく、介護を必要になった人たちを支えていくということで、確かに団塊の世代もあと 10 年、20 年したら減っていく、そうすると日本の人口も減っていくし、当然介護を必要とする人も減っていくし、支える人が 1 人、2 人で 1 人の老人を支えなきやいけないというのはよくマスコミでも言っておりますけれども、当然介護保険料が上がっていくのは否めないと思いますし、どうやってやっていくかは、行政と一緒に考えていかなくてはならないことだと思います、総論的な話ですけれども。

他に何かありませんか。

はい、ないようでしたらこちらも採決をしなくてはなりません。

諮問事項 2 の「令和 6 年度和光市介護保険特別会計当初予算（案）」について、承認ということでおろしいでしょうか。挙手をお願いいたします。

<承認>

ありがとうございます。

それでは、次は報告事項ですね。事務局から説明をお願いいたします。

川口課長補佐

それでは、報告事項 3 「令和 6 年度インセンティブ交付金の評価結果」についてご説明いたします。資料 No. 3 及び別添 1-1 となります。

国が市町村や県に対し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を支援するために「保険者機能強化推進交付金」「介護保険保険者努力支援交付金」という 2 つのインセンティブ交付金、要はそれぞれの取組を推進すれば交付金がつくという制度を現在設けておりまして、前回 11 月の運営協議会において、12 月補正予算案のご説明の際に、約 1,800 万円程度の交付金があったとお伝えしたところでございます。

今回、令和 6 年度（令和 5 年度実施分）から交付金の評価方法が変わりまして、結果が出ましたのでご報告させていただきます。

時間がかかるつてしましますので、ざっくりばらんな説明とはなりますが、令和 5 年度（令和 4 年度実施分）の評価は県内で 3 番目でございました。今回の評

価では9番目という結果となりました。

大きな要因としては、評価指標が変わったことによると考えております。これまでの項目については、介護予防などの事業を取り組んでいれば得点が高く、取り組みをしていなければ得点が低いといった評価の仕方だったのが、ただ取り組みをするだけでなく、それによってどのような効果をもたらすか、結果（アウトカム）を求めた指標になったことが大きな要因ではないかと考えております。

ここについては、概要を精査して対応してまいりたいとは考えておりますけれども、評価を求め過ぎた結果、例えば思った成果が出ず、支出や手間ばかりかかり、効果がないということは避けねばなりませんので、状況を確認しながら、和光市として必要な効果があるところは推進していくとして、結果として評価が高くなるようななかたちにしていければ良いなと考えております。

ただ、全国的に行っている平均的なところは必要と思っておりますので、3ページの結果の右側「高齢者がその状況に応じて可能な限り自立した日常生活を営む」については、色が付いておりますけれども、中央値、平均よりも下回っています。こちらは精査してまずは平均を目指してまいりたいと考えております。

なお今回、別添1-1ということで、変わった評価指標を付けておりますけれども、こちらは内容の説明をするというよりかは、39ページに渡って様々な指標が設定されているということを全体的に感じていただくために、字が小さくて申し訳ありませんが、参考として付けさせていただきました。こちらの内容と市の施策を踏まえて、取り組むべきところなどを精査しながら対応してまいりたいと思います。

とりあえず結果が出まして、来年度の交付金が出ましたので、こちらご報告とさせていただきました。以上です。

菅野会長

はい、3位から9位ということですけれども、指標が違ってきたということです。

何かご質問ございますか。

はい、お願ひします。

山口委員

埼玉県のケアマネ会というところがありまして、そこに入つて色々な他の市の方たちと話すこともあるんですけれども、順位を見ると和光市より上のところで、取り組んで効果が出ていると思えないような市もあつたりするので、やはり指標の書き方によって違つてくるのかな。和光市下がつたけれども、感じている雰囲気的には、数値的には、もっと上のような気がしています。私の感じ方だけですが。

菅野会長

はい、ありがとうございます。

前線でやっていらっしゃる方のご意見というのはかなり、点数で付けたものよりも実態に即しているのかなというふうに感じますけれども。指標の内容をもっと精査されて、無理やりというわけではないですけれども、上を目指していくのは大事だと思いますので、よろしくお願ひします。

他いかがですか。ご報告ですから、よろしいですね。

では、次の報告は長寿あんしんプラン素案ですね。お願ひいたします。

川口課長補佐

それでは、報告事項4「第9期長寿あんしんプラン素案」についてご報告をさせていただきます。資料は青色の概要の冊子21ページまであるもの、それから150ページほどある素案になります。前回からの流れとしましては、1月の運営協議会のあと、12月25日に策定検討会議を開きまして、和光市の計画・施策の内容などについて、今お手元の資料につきまして重点課題を4つ挙げまして、承認をいただいたところでございます。

またそれに基づき、パブリックコメントを1月5日から24日の20日間、あとそれに伴い10日の昼と夜、14日の日曜日の昼の合計3回の説明会を行いまして、説明会には合計9名の方のご出席がありました。

そうしまして、メール、ライン、直接、FAXなどでご意見をいただきました。今そちらを集計しまして回答を作成中ですけれども、合計7名の方から11件のご意見を頂戴いたしました。一番多かったのはやはり特別養護老人ホームの設置、そうしまして交通弱者に対する対策、そしてあと包括を設置してほしいなどの包括圏域に関することが2点、そして事業に関すること、高齢者版ファミリーサポートという就労的活動支援の内容について、あと高次脳機能障害の対策推進の方からそういうところを盛り込んでほしいというご意見をいただきました。3月に取りまとめて回答するところではありますが、こちらにつきましても2月半ばの策定会議には間に合わせまして、またこちらでご報告させていただきたいと考えております。

概要の21ページをご覧になっていただきたいのですが、先ほど介護保険料の話が出ましたが、今回基準額が5,880円となっており、それに各所得段階の保険料率をかけまして、令和6年から令和8年までの保険料とさせていただくということでご了解いただければと思います。

長寿あんしんプラン素案の概要につきましては以上でございます。

菅野会長

はい、策定委員会で作られてきたものですけれども、何かご質問ありますか。

はい、お願ひします。

鈴木委員	直接長寿あんしんプランに出てくるわけではないのですが、今、市民の交通で市内循環バスが撤退するという情報を聞いているのですが、高齢者にとってそれがどれほど影響があるのか、議会でも出されているとは思いますが、また所管が違うとは思いますが、循環バスがなくなるということは高齢者にとっても多少影響があると思いますが、そのへんいかがでしょうか。
清水委員	循環バスの路線がなくなるということですか。
鈴木委員	東武バスの事業者が撤退するということです。市でも問題になっていると思いますが。利用状況もどういう状況なのか。
清水委員	利益が出ないからでしょう。
鈴木委員	今全国で問題になっていますけれども。
山口委員	運転手さんがいない。
中野課長	<p>今ご意見頂戴したとおり、新聞報道等で撤退をするといったことが和光市だけではなくて近隣の自治体でも、コミュニティバスと呼ばれるものを、東武バスウエストさんですかね、一斉に撤退するという報道を見ました。</p> <p>それを受けた当然皆さんにとっては、一気になくなってしまうのではないかとご不安になっていらっしゃると思いますが、市としましても、その部分について当然対策を取って、皆さんの足を、今回循環バスのルートが変わったばかりという事情でございますので、そちらはきっとですね、令和6年度いっぱいまでは現在の事業者さんがやっていただけるということでございますので、令和7年度以降につきましては、所管の公共交通対策室が皆さまの外出等において支障がないように対策を図っていくことと認識しております。</p> <p>具体的にまだ決まっているものがない大変恐縮ではございますが、今私どもが把握していることとしましてはこのような状況でございます。</p>
菅野会長	<p>はい、よろしいでしょうか。大変な問題ですけれども。</p> <p>それでは事務局から最後お願いいいたします。</p>
川口課長補佐	次回の開催につきましては、事前に第3回と併せてご通知させていただいているとおり、令和6年2月26日の月曜日、15時30分から、場所は市役所6階の603会議室と予定しておりますので、ご出席をよろしくお願いいいたします。

以上です。

菅野会長

はい、それでは、これで令和5年度第3回和光市介護保険運営協議会を閉会させていただきます。

どうも今日はご苦労様でした。

<閉会>

議事録署名人

清水 孝悦

議事録署名人

宮永 美都